

## 04 総務省 構造改革特区第22次 再々検討要請回答

管理コード	040020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	公職選挙法における「地方公共団体の長の任期の起算の特例（法259条の2）」の適用除外	都道府県	神奈川県 埼玉県	
		提案事項管理番号	1019010	
提案主体名	鎌倉市 所沢市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第259条、第259条の2
制度の現状	<p>地方公共団体の長が任期満了をまたずに退職を申し出た場合において、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合は、当該選挙がなかったものと見なして公職選挙法第259条の2の規定が適用され、その任期は従前の任期の残任期間となる。なお、新たに立候補した者が当選人となった場合は、その者の任期は、通常の任期（4年）となる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方公共団体の長が、当該地方公共団体の市議会議員選挙の選挙期日に合わせて退職し、市議会議員選挙と同日で市長選挙を執行した場合、公職選挙法第259条の2で規定されている「地方公共団体の長の任期の起算の特例」を適用せず、任期の起算日を選挙の日とする。</p> <p>なお、本特例の適用に当たっては、予め、議会議員選挙と同日で次回首長選挙を行うことを、当該地方公共団体選挙管理委員会に申請し、受理された者のみに特例措置を認めるなどの乱用防止措置を講じるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><b>【実施内容】</b></p> <p>公職選挙法（以下、「法」という。）第259条の2の規定によれば、退職を申し出た者が、当該申立てによって執行される市長選挙に当選したとき、その者の任期は、退職前の任期を引き継ぐこととされている。</p> <p>本提案は、地方公共団体の長が、当該地方公共団体の議会議員選挙と同日に長の選挙を行うことを目的として退職の申立てを行い、同選挙に立候補し、当選した場合、法259条の2の規定を適用せず、任期を通常と同様に選挙の日から起算することを求めるものである。</p> <p>なお、自己の選挙等を有利に導くことを目的として、当該特例措置を利用することを抑止するため、予め、議会議員選挙と同日で次回首長選挙を行うことを、当該地方公共団体選挙管理委員会に申請し、選挙管理委員会の許可を得た者のみに特例措置を認めるなどの乱用防止措置を講じるものとする。</p> <p>選挙管理委員会による判断基準としては、①選挙の一定期間前（1年間等）に申請が</p>

なされていること、②選挙公報に明記されていること、などを想定している。

【提案理由】

本提案は、選挙に対する市民の意識・関心を高めるとともに、選挙の効率的な執行を図ることを目的としたものである。

具体的な効果としては、以下の2点が挙げられる。

- ①投票率の向上
- ②選挙に係る経費の大幅な削減

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>長の職にある者が、自己の選挙を有利に導くために、法定の任期間忠実に職責を履行せず、選挙に都合の良いときに退職しようとすることを防ぐため、公職選挙法第259条の2において、退職者が当選した場合の任期の特例が設けられているものである。</p> <p>当該特例の適用は、地方公共団体の長が任期満了をまたずに退職を申し出た場合において、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合に限られるものであり、市長選挙が退職の申立て以外の事由で行われる場合等については、適用されないものである。</p> <p>なお、退職の申立てが、投票率の向上や選挙施行経費の削減といった公益を踏まえ、市長選挙と市議会議員選挙とを同日に行うことを目的とするものであったとしても、一方で、仮に自己の選挙等を有利に導く意図がある場合にも、長が法定の任期間を忠実に履行せず、選挙に都合の良いときに退職することを防止することができなくなるため、本提案は、結果的に同条の趣旨を没却することとなる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	<p>本件は、長と議会の同日選挙の実現に向け、「選挙に都合の良いときに退職しようとすることを防ぐ」ことを目的に、「予め、議会議員選挙と同日で次回首長選挙を行うことを、当該地方公共団体選挙管理委員会に申請し、選挙管理委員会の許可を得た者のみに特例措置を認めるなどの乱用防止措置を講じる」旨の提案を行ったものです。</p> <p>選挙の一定期間前に、当該選挙を管理する選挙管理委員会に申請すること等の手続きを経ることにより、自己の選挙等を有利に導く意図で同日選挙を行うことにはならないものと考えます。</p> <p>この措置では、選挙に都合の良いときに退職することを防止できないとする理由等について、見解をお示しください。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>長の職にある者が、自己の選挙を有利に導くために、法定の任期間忠実に職責を履行せず、選挙に都合の良いときに退職しようとすることを防ぐため、公職選挙法第259</p>				

条の2において、退職者が当選した場合の任期の特例が設けられているものである。

当該特例の適用は、地方公共団体の長が任期満了をまたずに退職を申し出た場合において、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合に限られるものであり、市長選挙が退職の申立て以外の事由で行われる場合等については、適用されないものである。

なお、退職の申立てが、仮に、選挙の一定期間前に、当該選挙を管理する選挙管理委員会に申請すること等の手続きを経た上で行われたとしても、自己の選挙等を有利に導く意図がある場合に、長が法定の任期間を忠実に履行せず、選挙に都合の良いときに退職することを防止できるとは限らず、結果的に同条の趣旨を没却するおそれがあるところである。

また、本提案は、立候補や任期の取扱いという国民の参政権に関わるものであるため、特定の地域にのみ適用される制度とすることは、公平の確保の要請から問題がある。

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

### 再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

### 提案主体からの再意見

「国民の参政権に関わるもの」とのご回答ですが、この特例を実施するのは、同日選で実施する旨を選挙公報に記載し、当選を果たした長に限られますので、有権者の理解が得られています。同日選の実施に伴い、任期が短くなることによる不利益・不公平があるとしても、それを受けるのは当該地方公共団体の住民ですが、同日選を実施する旨を選挙公報に記載し、当選することを前提とした仕組みであることから、不利益か否かの判断は有権者に委ねられるものと考えます。

また、「長が法定の任期間を忠実に履行せず」とのご回答ですが、同日選挙を行うのは、長の選挙と議会の選挙が、概ね半年以内の間隔をもって実施される場合に限られるため、任期間を満了しないことによる不利益も想定できません。加えて、一度同日選挙を実施すれば、次回以降の選挙は毎回同日選挙となるため、その効果は継続されることとなります。

さらに、本提案は、当該選挙を管理する選挙管理委員会が、一定の明確な判断基準により判断する手続きを含んだものであり、「都合のよいときに退職する」という恣意性の懸念も排除されています。

本提案は、長の選挙と議員選挙を同日で行うことを目指すものであり、統一地方選挙の趣旨にもかなっていることから、公平の確保の点からも問題はないものと考えます。

「恣意性が排除できない」「公平の確保の要請から問題がある」とのご指摘ですが、具体的に想定される事例をご教示ください。

### 再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

I

長の職にある者が、自己の選挙を有利に導くために、法定の任期間忠実に職責を履行せず、選挙に都合の良いときに退職しようとするのを防ぐため、公職選挙法第259

条の2において、退職者が当選した場合の任期の特例が設けられているものである。

当該特例の適用は、地方公共団体の長が任期満了をまたずに退職を申し出た場合において、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合に限られるものであり、市長選挙が退職の申立て以外の事由で行われる場合等については、適用されないものである。

なお、退職の申立てが、仮に、選挙の一定期間前に、当該選挙を管理する選挙管理委員会に申請すること等の手続きを経た上で行われたとしても、自己の選挙等を有利に導く意図がある場合に、長が法定の任期間を忠実に履行せず、選挙に都合の良いときに退職することを防止できるとは限らず、結果的に同条の趣旨を没却するおそれがあるところである。

また、本提案は、立候補や任期の取扱いという国民の参政権に関わるものであるため、特定の地域にのみ適用される制度とすることは、公平の確保の要請から問題がある。

なお、お尋ねの「恣意性が排除できない」及び「公平の確保の要請から問題がある」の具体的に想定される事例については、前述のとおりである。